

令和8年第2回奥州市議会臨時会追加付議事件

(令和8年3月27日)

- 議案第1号 副市長の選任に関し同意を求めることについて
- 議案第2号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 議案第3号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 議案第4号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて
- 議案第5号 米里財産区管理委員の選任に関し同意を求めることについて
- 議案第6号 奥州市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第7号 奥州市介護保険条例の一部改正について
- 議案第8号 令和7年度奥州市一般会計補正予算（第14号）
- 議案第9号 令和7年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 議案第10号 令和8年度奥州市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第11号 令和8年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第12号 令和8年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第1号

副市長の選任に関し同意を求めることについて

次の者を副市長に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

住 所 略
氏 名 新田 伸幸
生年月日 略

令和8年3月27日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

現在空席となっている副市長を選任しようとするものである。

議案第2号

監査委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 略
氏 名 佐藤 健司
生年月日 略

令和8年3月27日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

識見を有する者のうちから選任された監査委員佐藤健司氏は、令和8年3月31日をもって任期が満了するため、引き続き委員として選任しようとするものである。

議案第3号

監査委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 略
氏 名 飯坂 一也
生年月日 略

令和8年3月27日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

議員のうちから選任された監査委員小野寺重氏の任期満了に伴い、後任の委員として選任しようとするものである。

議案第4号

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を固定資産評価員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 略
氏 名 二階堂 純
生年月日 略

令和8年3月27日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

固定資産評価員岩淵清彦氏は、令和8年3月31日をもって辞任するため、後任の固定資産評価員として選任しようとするものである。

議案第5号

米里財産区管理委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を米里財産区管理委員に選任することについて、米里財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

氏名	住所	生年月日
菊池 進	略	略
千葉 芳弘	略	略
家子 和人	略	略
及川 恒夫	略	略
今野 尚	略	略
小菅 芳正	略	略
佐野 武	略	略

令和8年3月27日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

任期満了により、新たに委員を選任しようとするものである。

議案第6号

奥州市国民健康保険税条例の一部改正について

奥州市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年3月27日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額に係る取扱いについて規定するほか、国民健康保険税の課税について同令に準じた取扱いとするため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

奥州市国民健康保険税条例（平成18年奥州市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の6」を加える。

第9条の2の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.21を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について60円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平

等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 600円
- (2) 特定世帯 300円
- (3) 特定継続世帯 450円

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「) 並びに」を「)」、「」に改め、「、17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について42円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 420円
- (イ) 特定世帯 210円
- (ウ) 特定継続世帯 315円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について30円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 300円
- (イ) 特定世帯 150円
- (ウ) 特定継続世帯 225円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人

について240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について12円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 120円

(イ) 特定世帯 60円

(ウ) 特定継続世帯 90円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 1,020円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 900円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

第23条第3項中「所得割額及び」を「所得割額並びに」に改め、同項各号列記以外の部分中「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の

3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第8項、第9項及び第11項から第18項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の奥州市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第7号

奥州市介護保険条例の一部改正について

奥州市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年3月27日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

令和7年度税制改正による介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度分の介護保険料の段階の算定に関する基準の特例について規定するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市介護保険条例の一部を改正する条例

奥州市介護保険条例（平成18年奥州市条例第194号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び8項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 14 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から第17項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（令第38条第1項第6号イ（令附則第23条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する合計所得金額をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。
- 15 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（令第38条第1項第6号イ（令附則第23条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する合計所得金額をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第

2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 16 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（令第38条第1項第6号イ（令附則第23条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する合計所得金額をいう以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

- 17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中

の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

18 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

19 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町

村民税が課されているものとみなされることとなるもの（令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第7条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

20 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

21 第19項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第8号

令和7年度奥州市一般会計補正予算（第14号）

令和7年度奥州市一般会計補正予算（第14号）を別冊のとおり定める。

令和8年3月27日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第9号

令和7年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）

令和7年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定める。

令和8年3月27日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第10号

令和8年度奥州市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度奥州市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和8年3月27日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第11号

令和8年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年3月27日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第12号

令和8年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和8年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年3月27日提出

奥州市長 郷右近 浩